

衆議院内閣委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月12日（水）、第23回の委員会が開かれました。

- 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）
 - ・小此木国務大臣、吉川内閣府大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）
 - ・平将明君外6名（自民、立民、公明、共産、維新、国民）から提出された附帯決議案について、吉田統彦君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）
 - （質疑者）牧島かれん君（自民）、古屋範子君（公明）、西村智奈美君（立民）、阿部知子君（立民）、吉田統彦君（立民）、塩川鉄也君（共産）、串田誠一君（維新）、岸本周平君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

牧島かれん君（自民）

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）
 - ア 国民生活の安全及び平穏にとっての本法律案の意義
 - イ 位置情報無承諾取得等の規制について、相手方の承諾後の関係悪化により相手方が位置情報の共有を望まなくなった場合にも規制の対象となるかの確認
 - ウ 相手方に対する見張り等の行為の規制について、現に所在する場所の付近における行為を対象に追加した背景
 - エ 文書を送付する行為の規制について、「拒まれたにもかかわらず」との文言がある理由及び技術の発展に伴う新たな手法によるストーカー事案が生じた場合には法改正を行うかの確認
 - オ 恋愛感情等の充足目的以外のストーカー行為が規制の対象とされていない理由
 - カ 公示送達により禁止命令等を行うことの効果
 - キ 位置情報無承諾取得等の規制に係る規定の施行期日を公布の日から起算して3月を経過した日としている理由
- (2) 性犯罪・性暴力対策
 - ア 内閣府における対策強化の現状
 - イ 「生命の安全教育教材」を作成した狙い

古屋範子君（公明）

- (1) ストーカー事案への対応及び被害者保護の視点に立った対策の強化への小此木国務大臣の決意
- (2) GPS機器等の定義及び位置情報の取得方法について規制対象として政令で定める内容並びに新たな手法によるストーカー事案の分析及び対応の必要性
- (3) 加害者の再犯防止及びストーカー被害の予防に向けた取組
- (4) 恋愛感情等の充足目的以外のストーカー行為についても規制対象とする検討の必要性

西村智奈美君（立民）

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）以外の刑罰法規で検挙されるストーカー事案の逮捕者及び服役者数並びにこれらにストーカー規制法違反を併せて適用で

きないかの確認

- (2) 再犯防止の観点から加害者に一定期間近況報告義務を課し、被害者に情報開示することの可否
- (3) 加害者が一般遵守事項のみの仮出所又は執行猶予による釈放となった場合において問題行動等を警察への通知対象とする必要性
- (4) 加害者に対する地域精神科医等との連携に係る令和元年度の予算額、都道府県警察における予算額及び執行額
- (5) ストーカーに関する研修の受講対象を現場の警察官全員とし、逮捕及び拘留に当たる刑事部門の警察官にストーカー犯罪事案に医療的なアプローチがあることを認識してもらう必要性
- (6) ストーカー規制法以外の刑罰法規で検挙された事案の中でストーカー規制法違反にも重複して該当するものの実数を調査する必要性
- (7) 警察官から加害者へ警告時などにおける早期働きかけが可能となるよう基準を定める必要性
- (8) 警察庁と厚生労働省が一体で加害者の更生プログラム等の治療対策に着手する必要性
- (9) 加害者に有効な治療方法を把握し、体系立った更生プログラムを作成する必要性
- (10) 内閣府の役割
 - ア 省庁の縦割り部分をつなぐため、ストーカー総合対策関係省庁会議を開催し、様々な課題の検討及び解消の作業を主導する必要性
 - イ 被害者支援のための自治体の機能強化の必要性
- (11) 警察庁から課題を提示し上記会議の開催を内閣府に働きかけるとともに、被害者の相談対応、加害者への治療プログラム等を推進する必要性
- (12) ストーカー規制法の適用範囲
 - ア 交際は恋愛感情だが別れた後は憎悪感情でありストーカー規制法の適用外とされた事案の数
 - イ アの見解が警察庁の統一見解であるかの確認
 - ウ 恋愛感情等の充足以外の目的で行われた事案まで適用範囲を拡大する必要性
- (13) 男性又はトランスジェンダーの被害者が相談しやすい窓口づくりに向けた取組内容
- (14) 加害者及びその家族の相談機関を設置する必要性並びにこれらの先進事例を全国展開する必要性

阿部知子君（立民）

- (1) ストーカー規制に対する大臣の決意並びに規制の方向性及び課題
- (2) ストーカー事案に対する警察の相談体制の有無並びに相談体制拡充の方向性及び経緯
- (3) ストーカー事案を担当する女性警察官の数
- (4) ストーカー事案に関係する職場、学校、自治体及び警察等の連携の進め方
- (5) ストーカー被害を受けている等の女性のため、シェルターを整備する必要性
- (6) 加害者アプローチの実施状況に地域差が生じる理由

吉田統彦君（立民）

- (1) ストーカー犯罪が根絶できず現在でも多数の被害者がいることに対する反省及び当該犯罪に対する今後の取組
- (2) 平成11年の桶川ストーカー殺人事件における警察官の対応についての所見
- (3) (2)の事件当時の警察組織に対する小此木国務大臣の見解
- (4) ストーカー犯罪で貴重な人命が二度と失われないよう警察の対応の改善を行う必要性
- (5) 本法成立により、警察から「被害が起こってからでないと警察は動けない」等の発言は一切なくなるかの確認
- (6) 恋愛感情等の充足目的でなされることをつきまとい等の要件としていることについての小此木国務大臣の認識及び法改正の検討状況

- (7) 恋愛感情等の充足目的でないグレーゾーンの事案に対する対応
- (8) 本法成立後における位置情報無承諾取得等に対する警察の対応

塩川鉄也君（共産）

- (1) 禁止命令書について公示送達も可能とする規定が追加されても直接交付の原則に変更はないことの確認
- (2) 警告、禁止命令の対象者に対する直近調査の有無及び実態把握の必要性
- (3) ストーカー総合対策
 - ア 被害者等の相談窓口の設置状況、その課題及び相談実績
 - イ 事案ごとの相談件数を把握する必要性
 - ウ 地方公共団体における内閣府作成の「ストーカー被害者支援マニュアル」の活用状況、相談窓口の設置状況及び相談実績
 - エ 地方公共団体において相談窓口の実情を把握する必要性
 - オ 警察と地域精神科医との連携状況
 - カ 警察が対応する前に加害者にカウンセリングを受けさせる必要性
 - キ 法改正を踏まえて改定する必要性
 - ク ストーカー総合対策関係省庁会議を定期的を開催する必要性

串田誠一君（維新）

- (1) つきまとい等の定義
 - ア つきまとい等の対象者を特定の者に限定する理由
 - イ 下校途中の者に対するつきまとい行為がつきまとい等に該当するかの確認
 - ウ ストーカー行為の定義に係る「特定の者」と「同一の者」の違い
 - エ 下校時に同一ではない者に対するつきまとい等の反復行為がストーカー行為に該当しないことの確認
- (2) 警告の要件に「当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとき」を追加している理由
- (3) 実態に即して被害者に不安を生じさせないように法律を運用する必要性

岸本周平君（国民）

- (1) ストーカー事案が増加している理由
- (2) つきまとい等の目的要件を恋愛感情等の充足に限定しないことを検討する必要性
- (3) ストーカー犯罪の防止、カウンセリング、治療等に当たってNPO法人や地方公共団体と協力する必要性